

藤枝市農業委員会 令和8年7月総会議事録

- 1 総会日 令和8年7月15日
- 2 総会場所 市役所西館5階 大会議室
- 3 総会に付した事件 (別紙議案のとおり)

≪議事日程≫

(1) 開 会

(2) 議事録署名人の指名

(3) 報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について

報告第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の許可等について

(4) 議 事

議案第1号 許可後の事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請に対する交付について

議案第5号 農業用施設証明願いについて

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

4 出席農業委員

1 番 西形 彰	2 番 瀧下 貞一郎	3 番 池野 知司
4 番 前島 豊	5 番 松村 節生	6 番 臼井 郁夫
7 番 海老名 正和	8 番 松浦 久美子	9 番 山川 智己
10 番 岡村 政子	11 番 大畑 富久	12 番 森田 ふさ子
13 番 上山 優	14 番 石橋 正敏	16 番 熊切 朝男
17 番 杉村 金光		

(推進委員13名出席)

5 欠席委員

15 番 田森 喜治

推進委員 大畑 政典

6 出席職員

局 長	永井 克俊	主 幹	永田 祐加	主任主査	黒滝 一
主任主査	橋本 佑子	主 事	山口 晏侍		

7 説明のため出席した者

なし

13:30～

《総 会 の 成 立 宣 言》

定刻となりましたので総会の設立宣言を行います。

それでは本日の欠席者は、農業委員会の田森喜治委員、農地利用最適化推進委員の大畑政典委員の2名です。

農業委員の過半数の出席を得ておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。

それでは会長よろしくお願いします。

13:30

議 長 それでは、ただ今から、
藤枝市農業委員会、令和8年7月総会を開会します。
議事録署名人の指名を行います。

8 番 松浦 久美子 委員

13 番 上山 優 委員

の両名を指名します。

【報告】

議 長 それでは、報告案件の報告第1号から第5号までの案件を、一括して事務局から報告します。

(事務局説明)

議 長 それでは、以上の報告事項について、ご意見、ご質問等はございませんか？

(質疑なし)

ないようですので、次に進みます。

【議事】

- 議 長 ・ それでは議事に入ります。
- 議案第 1 号「許可後の事業計画変更承認申請について」
を議題とします。申請は 1 件です。議案集 17 ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 ・ 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
4 番について、高洲地区の委員の方をお願いします。
(高洲地区 委員 説明)
- 議 長 ・ それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
(質疑 なし)
- 議 長 ・ 質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第 1 号は、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手 多数)
- 議 長 ・ 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。
- 議 長 ・ 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は 3 件です。議案集 18 ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 ・ 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
10 番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
- 11 番・12 番について、岡部地区の委員の方をお願いします。
(岡部地区 委員 説明)
- 議 長 ・ それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
- 委 員 ・ 10 番なんですけど、宗教団体ってことなんですけど、無農薬とかお考えて作ろうと
しているんですか？
- 委 員 ・ 話によると、作っているものは無農薬みたいで、いちよ、これは前々から聞いて
いるかもしれませんが、高田地区っていうのはカワバタモロコがいて、今作って
いるところは慣行農法だから大丈夫だと思いますが、いちよちょっとそういうこ
とに厳しいところで、今回作付けしてくれる方が無農薬ということなんですんなりい
くと思いますけど。いちよ無農薬と聞いております。
- 議 長 ・ よろしいですか？
- 委 員 ・ はい。
- 議 長 ・ 他に何か質疑ございませんか？

(質疑 なし)

議長 質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第2号は、許可とすることに、
賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

議長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は3件です。議案集21ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 続いて事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
26番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。

(葉梨地区 委員 説明)

議長 27番・28番について、高洲地区の委員の方をお願いします。

(高洲地区 委員 説明)

議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑 なし)

議長 ないようですので、質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第3号は、原案のとおり許可することに、賛
成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

議長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議長 議案第4号「非農地証明申請に対する交付について」
を議題とします。申請は2件です。議案集22ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

議長 6番について、藤枝地区の委員の方をお願いします。

(藤枝地区 委員 説明)

7番について、青島地区の委員の方をお願いします。

(青島地区 委員 説明)

議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

委員 ちょっと聞きたいんですけど、平地だったら盛土するってなれば申請されている

と思いますが、山なんかで形状を変えたいって斜面がきついから谷埋めて山削ってなんてことをやり始めたとして、それって何か申請が必要なのか？農地じゃしちゃいけないのか？山林原野なら出来ちゃうのか？というのを聞いてみたいと思ったんですけど。

議 長 開発行為だよね？要は。開発行為が農地で OK か？山林原野しなければ OK にならないのか？ってことですね？

事務局 もし農地のままだったとしたらなんですけど、農地の場合でしたら利用目的によってではありますが、埋めて別の目的の転用するんだったら 4 条なり 5 条なりになるんですが、そのまま埋めて何か栽培する目的でするんだしたら、形状変更だと思います。で今おっしゃる山林にするよ。非農地証明だして山林にするよって場合だと、面積によっては・・・

事務局 すみません。変わって説明いたします。ケースバイケースで変わってくるので、一言でお答えできないのですが、農地である場合は農地から他のものに使用するいわゆる農地転用ですね。ということであれば、当然農地転用の許可が必要になります。農地をまあいわゆる形状変更、田んぼを盛土して畑にするというような場合でしたら、形状変更の届出こちらが必要になりますし、また盛土をするとなれば、盛土規正法の許可、面積と盛土の高さによっては必要となります。山林は山林をたとえば強化して何か開発をするのであれば、面積が 1 ヘクタール以上であれば、その許可が必要となってまいります。でするのでそのやることの行為と面積あと土地の形状等によって様々な手続きがいる場合とまらない場合がございしますので、それは個別に判断するような形になります。以上です。

委 員 了解しました。あれなんかうち機械があるから、山をちょっと削ってて考えてたら 1000㎡くらいになっちゃったって話になったら・・・こまっちゃうね。まあそうしたら怒られるしかないですね。

議 長 面積によって 1 ヘクタール以上なら、山林原野でも開発行為があるってことですね？

事務局 森林法による手続きが必要となります。

議 長 1 ヘクタール以内であればいい？

事務局 山林の場合はいいです。

議 長 山林の場合は別に開発行為でも・・・

事務局 ただ要するにやることの内容によって、例えば盛土とかであれば当然盛土規正法の許可が必要となってくる場合がございますので、具体的な計画を示した上でどういったところが必要かの判断になってくるかと思いますので、一概にこうだとはちょっと言えないと思います。

議 長 例えば 1 ヘクタール以内で、その土は何かを利用してその残った開発したその所は何かにするって言うのかな。そういうことでもやはり開発行為の基準には引っかからないってこと？ 1 ヘクタール以内なら・・・

事務局 森林法については 1 ヘクタール以内とございますが、他の法令に行為自体が抵触

議長
委員

する可能性がございますので、1ヘクタールはあくまでも森林法だけの話です。
はい。そういうことですので、どうですか？

あのですね、実はその上の方はちょっと山が違うんですよね。今私が話しているのは藤枝の元のグラウンドサッカー場あそこから谷稲葉インターに抜ける道の手前のこっちから見ると右側のスタンドのところから、戻って志太温泉の家があるところで、あの細いところであそこを通る人はわかると思うのですが、今大きい機械ユンボかな？あれが置いてあるですけど、あそここのところが沢になっているところを埋めてあるです。あそこんところは今宅地になってますが、●●●行政書士さんの所有物になっております。その続きでスタンドまでの細いところが、今親戚になるのかな？●●●さんが持っているところです。それで今回一緒に山林原野ってことで申請出ているんですけど、その●●●さんのところ今下の今話しているところの上の山は、同じ●●●さん他の第3人目の●●●さんが大きく持っているんですけど、だもんですからそこを開発しようというふうに僕らはみれるんですけど、開発が事務局がおしゃいましたように内容によってはということですので、それが悪いってことは私たちは思っていないんですが、その例といたしまして平成記念病院のところから上に抜けていくところ、平成記念のちょっと上のところの左側に●●●さんが配送センターを作りましたよね。もう3年前位になるかな？その時も僕らの時に案件が出まして大きく削って、下を埋めて作った大きい事業で、やっぱりそれもその前にちょっとその小さい所を同じ行政書士さんがやったんですけど、なかなか使っていないところをそのまま一括したああいう大きい●●●さんの配送センターを作ったんですけど、そういったものが出来るなら別に問題は僕らは問題にしないんですけど、ただ小さいところをただ手を抜いて山林原野化したで、今回周りのところと合わせたっていうけど、そういうやり方が僕らにはちょっと腑に落ちなかったもんだから、青島地区としてはそういった意見をしていきたいと思ひまして出しましたので、私たちは皆さんの意見で大丈夫ですのでよろしくお願いいたします。

議長
議員

他に何かご質問等ございますか？

なんか問題がありそうですが、聞いてると真っ黒じゃないかと思うのですが、問題があるんでしたらそこを切り分けて許可をすとか出来ないんですか？

議長
委員
議長

問題を切り分けて・・・

問題になっているところは許可しないで、他はという形に出来ないですかね？

ただね、先ほど●●委員が言ったように、ただこうなるんじゃないかという予測の下で、こちらがそういう風に思っただけのことで判断してはいけないと思います。それはその方がどう思っているかというのは計り知れないけど、まあ先ほど事務局が言ったように、他のことをするようならばそこでもって何らかの法令に引っかかってくると。ということでご理解していただければ、かえってね『何かをするじゃないか』というこの農業委員会でそのまあ罪状の話をするべきではないと私は思います。ただ出された案件について疑義ではなくてそうではないだろ

うかというこちらのあれはまずいと思います。たぶんこうなるじゃないかとか、それが当たるかどうかはわかりませんから、それだけはちょっとやはり、疑ってみるのも必要ですけど、やはりその上において許可した以上何らかの方法でやってきた場合にはそれなりの法に引っかかる。それでもってたぶん止められると思います。ですから農業委員会のほうでは、この案件については許可する方が妥当ではないかと思います。いかがなものでしょうか？みなさん意見は・・

委員 地区委員の皆さんが道路沿いの低い所だけでもということを言われてたので、そのものは外しても仕方がないじゃないかな。と言うのは、原野化原野化って言うけど、やりやすいところも原野化しちゃっていいのかっていう、そういうことも考えた方がいいと思います。

事務局 非農地証明制度というものの考え方ですが、今会長からも言及がありましたけども、そこを農地から外して将来何に使うかとか変えてどうするのかとか、そういったことを考慮にいれて証明するものではございません。すなわち現況にてそこが農地として使用できるものかどうかというところの証明なのです。現況が農地として全く使用できないにもかかわらず登記簿の地目が田や畑になっているゆえに農地法の規制がかかること。ということが不合理なことがあって、そこを是正するために農業委員会が『これはもう農地としてはとても使えないよ』ということで、現況をあくまでも見て出すものが非農地証明というのが考え方です。ではどの程度のものが農地として使えるのか使えないのかというところを、まさに委員の皆様は現地を確認していただいてご判断していただくというところになってまいります。そうしますと今青島地区の委員さんがおっしゃった道路沿いのところというのが青島地区としては、ここは農地として使用できるというふうに判断されたのでしょうか？そういうことであれば、非農地証明ではないと相当ではないということになってしまうんですけど。勿論ですね、耕作してなければ何でもかんでも非農地証明がでるということではなくて、あくまでも山林原野化しているというのが県が示した非農地証明の基準がございますので、単なる耕作放棄地田んぼに草が生えてるといったものは非農地証明になり得ないので、あくまでも山林原野化して耕作に興ずることが難しいところ、もしくは周囲の状況からみて耕作の継続が難しいところというのが非農地証明の基準ですので。

議長 どうでしょうか？

委員 この●●さんは年は72でだいぶ前から農業やってません。5年ほど前に●●さんの持ち物でこういうのが出ましたけども、その時もあまりまずいとかではこのところは私たちとしては道路側は歩道もあってすぐ横だったものですから、きつくあれじゃないけどまあ年からすれば、ちょっと無理だなんてことは言えます。なので皆さんがそういうこと言われると、それじゃあやっぱり私たちも年を取った時には非農地証明を貰いたいなって気持ちはありますので、青島地区としてはそういった方向で行きたいと思いますのでよろしく願いいたします。よろしいでしょうか？ちょっと耕作は無理ってことで。

議 長 あの前地審査のときに、私が見てもこのところをいくら道路沿いと言えども手を出して畑にするっていうのは、私がもう少し若かったとしても、これだけのものをやるあれはあるかなって。まあ一旦見てこれは非農地証明でも構わないかなってことで、私は現地審査の時に判断しましたけども、皆さんはどう判断されましたでしょうか？審議してもらって皆さんの決を得たいと思います。これだけ充分な意見が出れば皆さんもおわかりだと思いますので。

（質疑なし）

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第4号は、交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手 多数）

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 次に議案第5号「農業用施設証明願いについて」を議題とします。
申請は1件です。議案集23ページです。
事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
お願いします。

議 長 3番について、稲葉地区の委員の方をお願いします。

（稲葉地区 委員 説明）

議 長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか？

（質疑なし）

議 長 質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第5号は交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 次に議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。農地中間管理事業による促進計画は22件です。

議 長 議案集24ページです。なお所有権移転はありません。
事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議 長 事務局の説明に加えて地区の代表委員から補足説明等の必要があれば
 お願いします。

(説明なし)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか？

委 員 120番・121番・122番、群馬県の●●●●●●●●っていう会社ですか？藤
 枝市の中で実績はあるのか？あとどんな野菜をやるのか？ちょっとわかれば教
 えていただきたいなと思います。よく群馬県のほうから・・

事務局 事務局の方からご説明いたします。この会社ですが、群馬県の嬭恋村の法人で県
 の新規法人誘致事業の中で県外法人を県内に誘致するというマッチングの中で
 出てきた会社です。すでに県庁の農業ビジネス課と県の農業振興公社の紹介で藤
 枝市の方でやりたいと今回申請がありました。ですので藤枝市でのこれまでの実
 績はございません。新規で藤枝市に参入してくるような形です。実績は群馬県そ
 の他の方で記載があります30ヘクタールの耕作実績があると聞いております。
 作目ですけれど、出されました営農計画書によりますとキャベツ・トレビス・か
 ぼちゃ・パプリカということで、主に野菜をやるというような内容を伺っており
 ます。以上です。

議 長 よろしいですか？

委 員 採れた野菜をね、出荷をするのかどういう形態で流通させていくのか？

事務局 すみません。具体的な流通経路についての資料が手元にないので、すでに群馬県
 の方で実績がある業者ですので市場等に確保されていると判断しております。

委 員 今後群馬県の●●●●●●●●っていう会社が藤枝でもっと面積を増やしていく可
 能性はあるんですか？

事務局 おっしゃる通りです。

委 員 こういった会社がやっていたいただければいいかなと思います。向こうは結構雪とか
 多くて冬作物出来ないということで、こっちに来ているのか？そういうこともあ
 るのか？

事務局 おっしゃる通りです。

委 員 はい。ありがとうございました。

委 員 ここの農地畑とかは例の埋め立てしたところ？

事務局 そうです。北方の入口のところですよ。

議 長 以前埋め立てした畑というか田んぼですね。それを主に活用してくれることらし
 いです。

議 長 他に質疑等ございませんか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
 ただ今、議題となっております議案第6号について意見なしとすることに賛成し
 ていただける方は挙手でお願いします。

(挙手)

賛成多数ですので意見なしで公社に報告します。

議 長 以上、本日の報告、議事案件がすべて終了しました。

議 長 これで、藤枝市農業委員会 令和8年7月総会を閉会とします。

～ 15 :

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

令和8年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人